

お住まいの住宅が東日本大震災による 「半壊」又は「大規模半壊」の り災証明を受けた方、必見！

- 1. 被災者生活再建支援制度** **3,000,000円**
平成28年4月10日までに建替えの手続きを行えば、3,000,000円の支援金が支給されます。
- 2. 住まいの復興給付金** **897,000円**
建替えを行えば、175m² (52.83坪) 上限で最高897,000円の給付金が支給されます。(年収の制限はありません)
- 3. 「福島県森と住まいのエコポイント事業」及び「ふくしまエコ・プラス住宅応援事業」併用で** **600,000pt**
※子育て世帯やバリアフリー住宅の場合
- 4. 住宅金融支援機構 災害復興住宅融資(固定金利)** **5年間金利0%**
6~10年 0.57%
11年以降 1.1%
総支払額減!
例) 2,000万円を35年返済した場合、「フラット35」との比較概算で約400万円の総支払額が減額になります。※平成27年度終了予定の可能性がります。
- 5. 省エネ住宅ポイント** **300,000pt**
り災証明がなくても大丈夫です。平成27年度の制度になります。

今年度中に建替えを実行またはご計画した場合、最高額で約**8,800,000円**分の支援金及び商品券、金利負担の得になります